

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
1 物価高騰への対策について	<p>世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしています。こうした中、政府ではエネルギー価格の激変緩和策や賃上げ・価格転嫁対策等を講じられてきたことは認識しています。</p> <p>しかし、いまだ出口の見えない物価高騰が本市の市民生活や事業活動、行政運営においても重大な影響を及ぼしており、加えて米国の関税措置による影響も懸念されることを踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。 (2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。 (3) 市有施設の光熱費や建設物価、システム関係経費をはじめとする行政コストの高騰分について、物価の状況に応じ、財政措置すること。
2 復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について	<p>令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震においては、同地方を中心に、死者（災害関連死を含む。）・行方不明者 594 人、住家被害が 164,665 棟、非住家被害が 38,866 棟（5月13日時点）という多くの人命や家屋、ライフライン等への大きな被害をもたらしました。また、震災からの復興に取り組む中、同年9月には令和6年奥能登豪雨により、奥能登地域を中心に河川の氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生し、複合的な災害に見舞われました。</p> <p>本市においては、能登半島地震の際には、被災地への救援物資の搬送や罹災証明書の交付業務をはじめ、災害派遣医療チーム（DMAT）による医療活動、被災者・避難者などの健康相談、下水道の復旧など多種多様な業務について、本市から 400 人を超える職員を被災地へ派遣し、支援に取り組んできました。また、9月の奥能登豪雨の際には、罹災証明書の受付・交付業務を支援する職員を被災地へ再び派遣しました。</p> <p>近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害が多発する中、首都直下地震や南海トラフ地震などの大型地震の切迫性が指摘されるなど、多岐にわたる災害の危険性が高まっており、今般の令和6年能登半島地震等で明らかになった課題や教訓を踏まえた国全体での支援体制の強化が急務となっています。</p> <p>については、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法に基づく救助の範囲を拡大（住家被害認定調査・罹災証明交付事務等）するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。 (2) 応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率の増加などにより、財政措置を講じること。

要望項目	要望の趣旨
3 千葉マリンスタジアム再構築に係る支援措置について	<p>千葉マリンスタジアムは、我が国のスポーツ文化の中核の一つをなすプロ野球の球団本拠地として、また、国内を代表する都市型の音楽フェスティバルの聖地などとして、年間 200 万人を超える国内外の来訪者を迎える、我が国のスポーツ・文化産業の発展を支えてきています。</p> <p>他方、市民に誇りを与える本市のシンボルの一つとして、本市の賑わいづくりや魅力向上のほか、経済・文化面での発展にも寄与している市民球場でもありますが、施設の供用開始から 35 年が経過し、老朽化や機能面の更新が課題となっています。</p> <p>これらの課題への対応とともに、本市のさらなる魅力向上を図るため、幕張メッセ駐車場に、訪れた人に「楽しさ」や「喜び」、「驚き」や「感動」など、様々な価値や刺激を提供するアクティビティやコンテンツを備えた屋外型スタジアムを、新たなまちづくりの拠点として再構築し、「幕張の『海・風・空』を感じ まちとつながる エンターテインメントスタジアム」の実現を目指しています。</p> <p>新たなスタジアムは、市民利用が可能な公共施設として、野球場やイベント会場機能のほか、防災機能なども兼ね備えた「ベース機能」に加えて、民間事業者の投資による商業・エンターテインメント機能や滞在機能などの「拡張機能」を誘導することにより、365 日楽しめ、「まちの社交場」となるようなスタジアムを構想しているところです。</p> <p>この実現のため、千葉ロッテマリーンズをはじめとする民間事業者のノウハウを活用するとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた官民連携による事業を推進し、概ね令和 16 年頃の開業を計画しています。</p> <p>つきましては、新スタジアム建替え事業を円滑に推進するため、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施 (2) スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充</p>
4 子ども医療費、学校給食費、多子世帯の保育料に係る国の支援等について	<p>子ども医療費や学校給食費、多子世帯の保育料に係る現状の国の支援は、内容や基準が不十分なものが多く、各自治体による独自の対応により、自治体間競争が行われている状況となっております。</p> <p>子ども医療費助成制度については、充実・強化に向けた具体的な方策の言及がなく、対象年齢や自己負担額等については、居住地により自治体のサービス水準に格差が生じております。また、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されておらず、多子世帯への保育料の負担軽減については、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じているなど、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。</p> <p>こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地による</p>

要望項目	要望の趣旨
5 待機児童ゼロの継続に向けた保育人材の確保と少子化の進行による保育需要の減少局面を見据えた保育政策について	<p>サービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。</p> <p>については、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設 (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施 (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充</p> <p>令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が決定した「子ども未来戦略」の中で、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」が示されており、その具体的な取り組みとして、保育士等の配置基準の見直しや「子ども誰でも通園制度」の創設などが進められているところですが、新たな制度の実施に必要となる保育人材確保等に関する具体的な対策については示されておらず、保育の質の向上も求められる中で、人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、「放課後児童対策パッケージ2025」において、人材の確保支援策の拡充が図られているところですが、放課後児童支援員の安定的な確保のためには、地域の実情に応じた更なる待遇改善が必要です。</p> <p>一方で、本市においては、少子化の進行に伴い、保育需要は減少局面へ向かた過渡期にあると認識しており、全市的に見た保育需要は未だ上昇傾向にあるものの、地域によっては、定員割れから閉園に至るケースも生じており、こうした傾向は、全国の都市部にも広がっていくものと考えられます。</p> <p>そのため、国においては、市町村等の意見を踏まえ、待機児童ゼロを継続するために必要な保育人材が安定的に供給されるための更なる対策を講じるとともに、今後の少子化の進行も見据え、保育需要の減少局面においても、安定的な保育の提供体制を確保するための施策等を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 国による保育人材確保の取組みの推進 (2) 保育士等の待遇改善の充実 (3) 放課後児童支援員の安定的な確保に係る補助制度の創設及び拡充 (4) 定員割れ等が発生している保育施設の経営状況等の把握及び助言・指導等に関する支援策の創設</p>
6 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）に係る制度設計及び財政措置について	<p>乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）は、令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは、新たな給付制度として全国の自治体において実施される予定です。</p>

要望項目	要望の趣旨
て	<p>本市においては、令和6年度に本事業を試行的に実施し、その効果や課題の検証に取り組んだところであるが、本事業に対するニーズや子どもの発達及び保護者の育児支援に対する効果が確認できたものの、利用者、保育従事者、事業者及び実施自治体の視点から、多岐にわたる課題が浮き彫りになっております。</p> <p>来年度以降、新たな給付制度として、本事業が恒久的かつ全国的に実施されることとなるが、各自治体が、利用者のニーズに応じた提供体制を確保し、質の高い保育を提供するという責務を果たしていくためには、これらの課題の解決が不可欠であり、国として、試行的事業に取り組んだ自治体からの意見や提案を十分に斟酌し、具体的かつ的確な改善策を講じることを強く要望いたします。</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の本格実施に向けた適切な制度設計及び財源措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保育人材の確保に向けた待遇改善等 イ 事業者の安定運営に資する補助制度等の創設 ウ 利用時間上限の拡充と財政措置 エ 通常保育への影響を軽減するための運用と専任職員の配置促進 オ 一時預かり事業との関係性の明確化 カ 制度の認知度向上に向けた広報・啓発の強化 キ 給付化に伴う制度内容の早期提示
7 システム標準化に係る経費の補助について	<p>本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、住民登録等の対象業務を取り扱う基幹業務システムについて、標準化システムへの移行を進めているところですが、多くのシステムにおいて、対応可能な事業者がないことから、令和8年度以降の移行とならざるを得ない状況です。</p> <p>については、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 補助金の上限額を拡充し、特定移行支援システムの移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。</p> <p>(2) 制度改正等を実施する場合には、特定移行支援システムにも十分配慮を行うこと。</p> <p>(3) サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、モダン化を進めることなどにより、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。</p>
8 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について	<p>「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5年度の全国の不登校児童生徒数は346,482人と平成28年度からの7年間で2.5倍以上に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向にあり、その対応や支援が急務となっています。</p>

要望項目	要望の趣旨
9 公立学校施設の整備推進について	<p>不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市では、令和4年度から3年間「不登校対策パッケージ」を掲げ、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができているとは言えません。「十分な数の教職員等が配置されていないことから、安定的、継続的な支援が難しいこと」や、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができないこと」等が課題となっています。令和7年度から「第2次不登校対策パッケージ」を掲げ、新たな取組みとして、「学びの多様化学校（令和12年度開校予定）」の設置も決めています。そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) (1)が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。</p>
10 火葬場の整備等に対する支援措置につ	<p>本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。</p> <p>については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保 ・リースを補助対象とする制度の拡充 ・建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充 ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ ・空調設備整備をはじめとした、工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ <p>全国的に高齢化の進展に伴い火葬需要が増加しており、今後も死亡者数が増加することが見込まれている中、本市を含め多くの地方公共団体では新たな火</p>

要望項目	要望の趣旨
いて	<p>葬場の整備や既存の施設の拡充が喫緊の課題となっております。</p> <p>火葬場は市民生活並びに公衆衛生の確保にとって必要不可欠であることはもとより、大規模災害発生時には重要な役割を担う施設となります。</p> <p>しかし、火葬場の整備等には多額の費用を要する中、そのための国の補助制度や、これに特化した起債制度とその償還に係る交付税措置がないほか、地方交付税上の優遇措置もないため、地方公共団体の大きな負担となっております。</p> <p>については、「墓地、埋葬等に関する法律」において、公衆衛生の見地から、火葬が支障なく行われるよう火葬場の管理について定めている点なども踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 火葬場整備に対する補助制度や、これに特化した起債制度、地方交付税措置など、必要な財政措置を講ずること</p>
11 介護保険制度の円滑な実施について	<p>本市では、後期高齢者数の増加に伴う介護給付費の増大により、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の第1号被保険者の介護保険料は、介護給付準備基金の残高 16 億円を全額活用したものの、月額基準額で 900 円（前期比 16.7%）の大幅な引上げとなりました。</p> <p>今後も介護給付費の更なる増大が見込まれますが、第1号被保険者の保険料負担及び基金の活用はともに限界に達しています。</p> <p>また、介護サービスを必要とする方が増加するなか、生産年齢人口は減少し続け、介護の現場を支える介護人材の不足は一層深刻化しています。</p> <p>については、介護保険制度の円滑な実施のため、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 介護給付費の財源に占める国の定率分の負担割合を 20%から 25%に引き上げるとともに、調整交付金については、国の負担割合 25%とは別枠での措置とすること。</p> <p>(2) 介護人材の確保及び定着のため、待遇改善や、物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定すること。</p>
12 医療的ケア者支援に係る財政措置について	<p>医療的ケア者への支援については、専門性が求められ、支援を行う事業者が人材の確保等を行う負担が大きいことから、既存の事業所の経営の安定化を図り、新規参入を促すために十分な財政的支援を行う必要があります。</p> <p>については、次の事項に係る報酬改定について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定</p> <p>ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。</p> <p>イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。</p>

要望項目	要望の趣旨
13 持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の令和4年4月1日の施行を受け、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。</p> <p>については、循環経済への移行に向け3R+Renewableの取組みを推進し、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を社会全体で実現していくため、次の事項について強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 循環型社会形成推進基本法の理念に沿って、発生抑制・再使用を優先させるため、規制的手法と組み合わせる炭素税等の経済的手法の導入など、循環利用される量を最適化する仕組みについて検討すること。 (2) 拡大生産者責任の考え方に基づき、自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すなど、プラスチックリサイクル制度を再構築すること。 (3) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。 (4) プラスチックの分別を容易にし、高品質かつ効率的なリサイクルを推進するため、プラスチック製品の使用材料の表示を義務化すること。 (5) 民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。 (6) 使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）使用製品の実効性ある処理対策を講じること。
14 バス路線の維持確保に係る支援について	<p>生活や経済活動の前提基盤となるバス路線の維持には、その担い手である運転手の確保が最重要課題であり、運転手が注目され選ばれる職業となるためには、更なる待遇改善や、それを下支えするバス事業者の経営安定化が必要であるものと考えます。については、次の事項について、強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や持続性の向上につながる交通DXの取組の推進 (2) 路線バス事業者の運行経費への支援などを拡充することにより、事業者の経営に対する財政支援の拡充
15 将来にわたり持続可能なまちづくりを支える道路ネットワーク事業の拡充と安定的な財源の確保について	<p>産業と市民生活そして災害時対応の基礎となる都市基盤として幹線道路の整備は必要不可欠ですが、いまだ多くの未整備区間が存在しており、早期整備が必要あります。</p> <p>については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産性向上等に資する道路、災害時にも地域の輸送を支える道路、整備が本格化する高規格道路の財源確保 <ul style="list-style-type: none"> ・(主) 生実本納線（赤井町地区）

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
16 無電柱化の推進に向けた支援等について	<ul style="list-style-type: none"> ・(主) 生実本納線 (高田町地区) ・塩田町誉田町線 (塩田町地区) <p>(2) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要物流道路などと一体となって機能するもの ・交通結節点機能を強化するもの ・I C アクセス向上に資するもの <p>道路の無電柱化は、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から重要であり、特に令和元年9月に発生した房総半島台風や令和6年1月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊等とそれに伴う道路閉塞、停電や通信障害が多数生じたことで、避難、救援、復旧に支障をきたしたことからも、災害が激甚化・頻発化する昨今においては、一層その必要性が高まっています。</p> <p>については、次の事項について、強く要望いたします。</p> <p>(1) 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。</p> <p>(2) 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。</p> <p>(3) 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。</p>